

公益財団法人 日本高等教育評価機構



Map & Access

JR 総武線「市ヶ谷」駅下車 徒歩 2 分
都営地下鉄新宿線／東京メトロ有楽町線／東京メトロ南北線
「市ヶ谷」駅下車 A1 出口徒歩 1 分

公益財団法人 日本高等教育評価機構

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第2 星光ビル 2階

TEL.03-5211-5131 (総務部)

03-5211-5181 (評価事業部)

03-5211-5182 (評価研究部)

FAX.03-5211-5132

<http://www.jiheer.or.jp/>



ごあいさつ



公益財団法人
日本高等教育評価機構 理事長
黒田 壽二

日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）は、平成 16（2004）年に私立大学などに対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、平成 17（2005）年に大学機関別認証評価機関、平成 21（2009）年に短期大学機関別認証評価機関、平成 22（2010）年にファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関としてそれぞれ文部科学大臣から認証を受けました。

さらに、公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受け「公益財団法人 日本高等教育評価機構」として平成 24（2012）年 4 月 1 日に新たな出発をいたしました。認証評価機関として、平成 25（2013）年度までに延べ 328 大学、1 短期大学の機関別認証評価、1 ファッション・ビジネス系専門職大学院の専門職大学院認証評価を実施し、公表してまいりました。

これもひとえに会員大学をはじめとする多くの関係者の皆様のご支援ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

さて、我が国は「世界で活躍できる 21 世紀型市民の育成を目指して、高等教育機関に知識偏重から自ら考え行動する人材の育成」を求めている、学部教育に対しては学士課程教育の質的転換の方策を発表して機能別分化の促進と個性・特色の明確化、地域活性化への役割などに個々の大学がどのような人材を養成し、何が出来るようになるかを明確に示すことを求めています。これらの方針を受けて、高等教育機関各位は教育課程や教育方法で特色ある改革を押し進めておられます。他方、多様化し重層化する大学の実情を広く社会に示し理解を得るための教育情報の公表や財務情報の公開が義務付けられ、自己点検・評価の義務化も規定されています。

このような教育環境の変化に伴って、認証評価機関には我が国の高等教育の発展に重要な任務が課されており、評価機構自身更なる努力向上が必要と考えております。また、より一層の公益性と公平・公正並びに透明性が求められております。

大学等の機関別認証評価制度は、平成 22（2010）年度に最初のサイクルが終わり、平成 23（2011）年度からは第 2 サイクルに入りました。当評価機構は、第 1 サイクルの認証評価システムにおける問題の見直し・検討を行い、第 2 サイクルは新しい評価基準のもと、大学の自己点検・評価の実施状況を検証することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることを重要なねらいとして、認証評価事業に取り組んでおります。

平成 26（2014）年、当評価機構はお陰様をもちまして創立 10 周年を迎えることとなり、10 周年記念誌をはじめシンポジウムなどの記念事業を実施しております。

これを機会に当評価機構をご理解いただくためのパンフレットを作成することとしました。ご一読いただき当評価機構に対してご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

評価機構の概要



日本高等教育評価機構は、日本私立大学協会を母体として設立され、その評価システムは同協会附置機関の私学高等教育研究所の研究結果が基本となっています。現在は、大学機関別、短期大学機関別、ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証され、評価を実施しています。

評価機構の認証評価は、基本的な方針及び評価の実施に関する内容を記載した実施大綱及び評価基準に基づいて実施します。また、啓発活動として各種セミナーを実施しています。

主な事業

- 教育研究活動等の評価事業
 - 大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- 評価員の養成
- 評価に関する調査・研究
- 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

設立の経緯と沿革

高等教育機関の質の向上並びに国際通用性の問題が我が国の重要な課題となっていることを受け、平成 16（2004）年 4 月から認証評価制度が導入されました。

日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会は、平成 12（2000）年 4 月に附置私学高等教育研究所を設立し、「大学評価システムのあり方」について研究を進める中で、私立大学が圧倒的多数を占める我が国の高等教育の状況下にあつては、私立大学の規模と多様性に対応できる、柔軟かつ弾力的な評価システムが必要であるとの基本的認識を得ました。これを受け日本私立大学協会は加盟大学の総意をもって、第三者評価機関の設立を決議し、当評価機構は申請業務等の準備段階を経て、平成 16（2004）年 11 月 25 日に我が国の国公私立大学等に対する第三者評価機関として文部科学大臣から財団法人設立許可を受け、その後、評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証を受けて、認証評価事業を行っております。

評価機構前史

年表中は日本私立大学協会＝私大協、私学高等教育研究所＝私高研と表記

年	私大協、私高研
平成 12（2000）	3 月 28 日 私大協第 112 回総会にて附置「私学高等教育研究所」の設立を決議 4 月 私高研設立（所長：大沼 淳、主幹：喜多村和之） 7 月 私高研にて「大学評価システム」の研究開始
平成 14（2002）	10 月 25 日 私大協第 117 回総会にて私高研「私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨（素案）」報告、第三者評価機関設立を決議 11 月 18 日 私大協「大学基準問題検討委員会」第 1 回委員会（担当理事：中原 爽、委員長：高倉 翔） 12 月 第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段南に設置
平成 16（2004）	1 月～ 2 月 私大協「大学評価セミナー」にて評価システム（中間まとめ）発表 6 月 17 日 私大協「大学評価問題検討委員会」第 1 回委員会（「大学基準問題検討委員会」から改称）（担当理事：中原 爽、委員長：高倉 翔） 9 月 第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段北の第 2 星光ビルに移転 10 月 8 日 「財団法人日本高等教育評価機構」設立発起人会開催

評価機構本史

年	日本高等教育評価機構
平成 16（2004）	11 月 25 日 財団法人日本高等教育評価機構設立許可 佐藤登志郎理事長就任（高倉翔副理事長、原野幸康専務理事就任） 11 月 26 日 第 1 回理事会、評議員会開催
平成 17（2005）	7 月 12 日 文部科学大臣より大学認証評価機関の認証大学機関別認証評価の開始 7 月 25 日 「財団法人日本高等教育評価機構」設立披露会開催
平成 21（2009）	9 月 4 日 文部科学大臣より短期大学認証評価機関の認証短期大学機関別認証評価の開始
平成 22（2010）	3 月 31 日 文部科学大臣よりファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関の認証ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の開始
平成 24（2012）	1 月 「新評価システム説明会」開催（4 地区） 4 月 1 日 公益財団法人日本高等教育評価機構へ移行 黒田壽二理事長就任（高倉翔副理事長、石井正彦常務理事就任） 大学機関別認証評価の新評価システム施行（自己点検・評価の自律性と有効性を高める仕組みへ転換、基準の数を 11 から 4 へ）
平成 25（2013）	7 月 1 日 高倉翔副理事長退任に伴い、相良憲昭副理事長就任
平成 26（2014）	4 月 「企画運営会議」を設置 11 月 25 日 創立記念日（10 周年）

大学機関別認証評価

評価の目的

評価機構が、大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- (3) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

- (1) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価
- (2) 教育活動の状況を中心とした評価
- (3) 大学の個性・特色に配慮した評価
- (4) 各大学の改革・改善に資する評価
- (5) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価
- (6) ピア・レビューを中心とした評価
- (7) 定性的評価を重視した評価
- (8) コミュニケーションを重視した評価
- (9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

大学評価基準

基準1. 使命・目的

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有する機関です。このため、大学は使命・目的（建学の精神等を踏まえた大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。また、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①学位授与の方針（ディプロマポリシー）、②教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）（以下「3つの方針」という。）等への反映が求められています。

大学の使命・目的及び学部等の教育目的は、大学経営全体の基本軸となるものであり、その内容の明確性、適切性ととともに、これが大学経営全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。

基準2. 学修と教授

領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等

本基準の趣旨

学修と教授は、言うまでもなく大学の機能の中核です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、3つの方針を定め、学内共通理解のもとに、組織的、総合的に教学経営を進める必要があります。

使命・目的と教育目的及び3つの方針を明確にし、内外に示すことは、教職員の意識の統一のためにも、また、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けて教育の質を高めるためにも不可欠なことです。

基準3. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計

本基準の趣旨

大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、そのための中長期的な全体計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の執行を管理していかなければなりません。また、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくことが重要です。

本基準でいう経営・管理とは、学校法人及び大学における事業のすべてを含みます。今日の大学経営では、教員の仕事と、職員の仕事とを原理的に分けて考えることは適当ではなく、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます大事になっており、その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きくなっています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的の実現を目指す中長期計画も、適切な財務計画と一体になってはじめて実効性を持ち得ます。また、会計の適正な処理や財務情報の適切な開示は、大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために不可欠なことです。

基準4. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める4つの「基準」は、大学として基本的・共通的な最小限のものです。この4つの「基準」以外に、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

評価料

	(消費税別)
基本費用	2,000,000 円
1 学部あたり	500,000 円
1 研究科あたり	250,000 円

*評価料のほか、実地調査に関わる経費の一部を別途ご負担いただきます。
*非会員大学が機関別認証評価を受ける場合は、上記評価料に原則7年分の会費相当額を加算します。

短期大学機関別認証評価

評価の目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短期大学評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- (3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

- (1) 評価機構の定める「短期大学評価基準」に基づく評価
- (2) 教育活動の状況を中心とした評価
- (3) 短期大学の個性・特色に配慮した評価
- (4) 各短期大学の改革・改善に資する評価
- (5) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価
- (6) ピア・レビューを中心とした評価
- (7) 定性的評価を重視した評価
- (8) コミュニケーションを重視した評価
- (9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

短期大学評価基準

基準1. 使命・目的

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

短期大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成するという目的を持つ機関です。このため、短期大学は使命・目的（建学の精神等を踏まえた短期大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。また、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①学位授与の方針（ディプロマポリシー）、②教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）（以下「3つの方針」という。）等への反映が求められています。

短期大学の使命・目的及び学科・専攻課程等の教育目的は、短期大学経営全体の基本軸となるものであり、その内容の明確性、適切性ととともに、これが短期大学経営全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。

基準2. 学修と教授

領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等

本基準の趣旨

学修と教授は、言うまでもなく短期大学の機能の中核です。短期大学は、その使命・目的を踏まえて、学科・専攻課程等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、3つの方針を定め、学内共通理解のもとに、組織的、総合的に教学経営を進める必要があります。

使命・目的と教育目的及び3つの方針を明確にし、内外に示すことは、教職員の意識の統一のためにも、また、短期大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けて教育の質を高めるためにも不可欠なことです。

基準3. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計

本基準の趣旨

短期大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、そのための中長期的な全体計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の執行を管理していかなければなりません。また、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくことが重要です。

本基準でいう経営・管理とは、学校法人及び短期大学における事業のすべてを含みます。今日の短期大学経営では、教員の仕事と、職員の仕事とを原理的に分けて考えることは適当ではなく、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます大事になっており、その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きくなっています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性を守る上で、財務の役割は重要です。短期大学独自の使命・目的の実現を目指す中長期計画も、適切な財務計画と一体になってはじめて実効性を持ち得ます。また、会計の適正な処理や財務情報の適切な開示は、短期大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために不可欠なことです。

基準4. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する短期大学の本質からして、短期大学の質保証は、第一義的に短期大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、短期大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

使命・目的に基づく短期大学独自の基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める4つの「基準」は、短期大学として基本的・共通的な最小限のものですので、この4つの「基準」以外に、短期大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、短期大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

評価料

	(消費税別)
基本費用	2,000,000 円
1 学科あたり	200,000 円

*評価料のほか、実地調査に関わる経費の一部を別途ご負担いただきます。

*非会員短期大学が機関別認証評価を受ける場合は、上記評価料に原則7年分の会費相当額を加算します。

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

評価の目的

評価機構が、専門職大学院からの要請に応じて行う評価は、我が国の専門職大学院の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- 各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「評価基準」に基づき、教育研究活等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各専門職大学院の自主的な質保証の充実を支援すること。
- 各専門職大学院が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- 各専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各専門職大学院の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

- 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価
- 専門職大学院の個性・特色に配慮した評価
- 各専門職大学院の改革・改善に資する評価
- 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 定性的評価を重視した評価
- コミュニケーションを重視した評価
- 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準

基準1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

専門職大学院は、理論と実務を架橋した実践的な教育研究を行う、高い公共性を有する課程です。このため、専門職大学院として社会の要請に応え、どのような使命・目的を果たそうとしているのか、更にその使命・目的を達成するために、研究科または専攻ごとに、どのような教育研究の方針と達成目標を持つかを明確にし、学内とともに、社会に示す必要があります。

また、その使命・目的、教育目的が適切に実現されるためには、それらが教職員に十分に理解され、支持されていなくてはなりません。

基準2. 教育課程

領域：教育内容・方法、学修指導、学修評価

本基準の趣旨

教育課程は、研究科または専攻等ごとに定められた教育目標に沿い、かつ、学生のニーズや関係業界の人材養成への期待を踏まえつつ、教育課程編成方針のもとに体系的に編成される必要があります。また、その内容、水準は、授与される学位との関連で適切であることが求められます。

基準3. 学生

領域：学生の受入れ、学修支援、学生サービス

本基準の趣旨

教育の成果を高めるためには、受験生が、専門職大学院の教育方針や人材養成の目的等を良く理解したうえで受験校を選択することが大切です。このため専門職大学院は、どのような個性や志望を持った学生が本学に相応しいかを明記した学生受入れ方針を示すとともに、この方針が具体的な入学者選抜方法に生かされていることが求められます。

また、学生の自主的かつ効果的な学修を支援するための助言・指

導や安定した学生生活を支えるための学生サービスに対する専門職大学院としての組織的対応が必要です。

基準4. 教員

領域：教員組織、人事の方針、FD(Faculty Development)、教員配置等

本基準の趣旨

専門職大学院は、その使命・目的を達成するよう教員の組織編制に関する基本方針を明確にした上で、この方針に沿うとともに専門職大学院設置基準等の法令上の基準を充足するよう、必要な教員を確保し適切に配置することが求められます。また、教員の教育研究活動を支援する体制を整えるとともに、教育研究活動の向上のための教員による組織的な取組みが行なわれるようにする必要があります。

基準5. 教育研究環境

領域：施設・設備、図書、IT環境等

本基準の趣旨

教育研究上の目的を達成するために必要な施設設備等の教育研究環境が整備され、有効に活用されていることが必要です。

基準6. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性・誠実性・有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する専門職大学院の本質からして、専門職大学院の質保証は、第一義的に専門職大学院自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

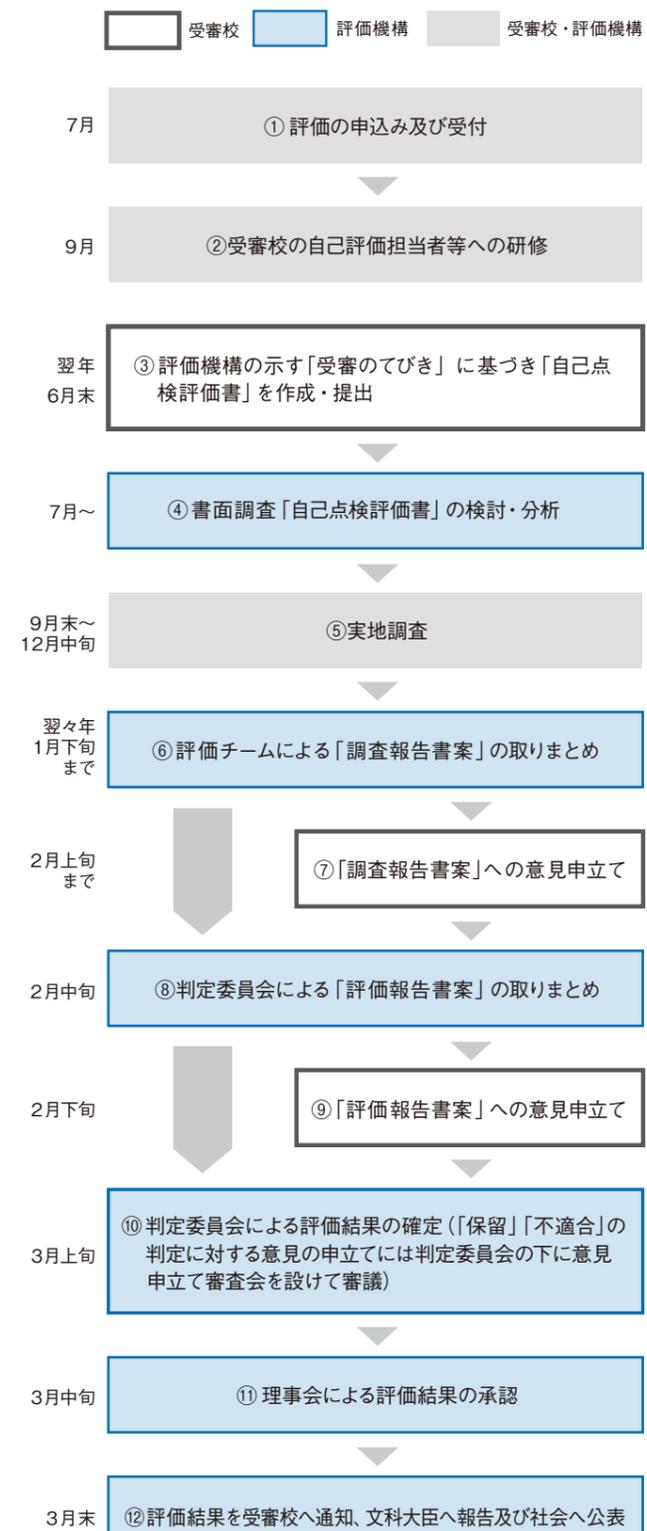
また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育研究の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

評価料

	(消費税別)
1 研究科あたり	3,000,000 円

*評価料のほか、実地調査に関わる経費の一部を別途ご負担いただきます。

スケジュール



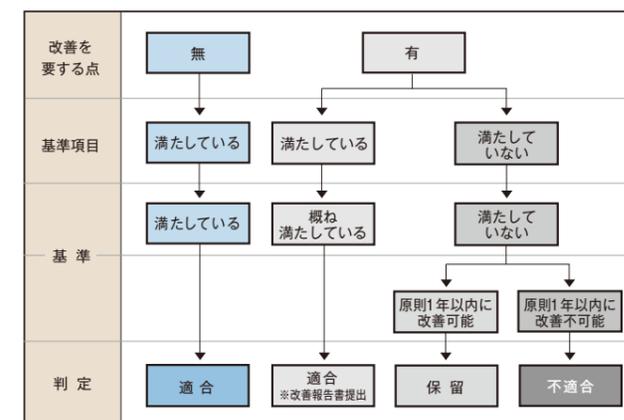
当評価機構が行う評価の判定方法について

大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価ともに判定方法は同様になっており、それぞれの判定委員会が以下のとおり判定します。

まず、「基準項目」ごとに「満たしている」もしくは「満たしていない」の判断をします。「基準項目」の「改善を要する点」を踏まえた評価結果を勘案して「基準」の評価が決まります。「基準」全てを「満たしている」又は「概ね満たしている」場合は「適合」と判定されます。「適合」であっても「改善を要する点」の指摘がある基準は、「概ね満たしている」と評価され、その指摘内容については、指定の期限内での改善報告書の公表及び提出を求めています。「満たしていない」基準がある場合、判定はその内容によって異なり、原則1年以内に改善が可能であると判定委員会が判断した場合は「保留」、不可能であるなどと判断された場合などは「不適合」の判定となります(図1)。「保留」とされた場合は、翌年度に再評価を申請していただきます。

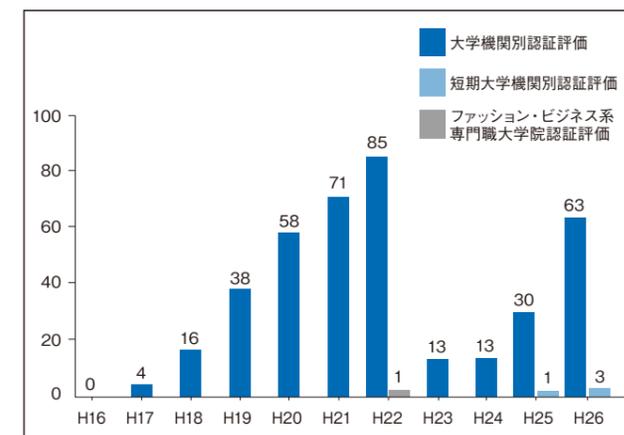
なお、大学、短期大学機関別認証評価において、受審校が使命・目的に基づいて独自に設定し自己点検・評価した基準に関しては、「概評」を記述し、判定は行いません。

図1 判定までの流れ



評価校数の推移

認証評価は、当評価機構の主たる事業であり、平成17(2005)年度から平成25(2013)年度までに延べ328大学、1短期大学、1ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価を実施しました。私立大学の約半数が当評価機構で評価を受けています。



会員校 (地域別内訳)

日本高等教育評価機構では、平成17(2005)年度から大学を構成員とする会員制度が発足しました。平成23(2011)年からは短期大学も対象にしています。大学間相互の協力体制のもと、大学等の質の保証、質の向上を図るための認証評価を実施することを目的としています。会員校には、アンケート調査をはじめ、各種イベントでの意見交換などを通じて当評価機構の運営等についての意見・要望をいただくなど、多大なご協力を得ています。当評価機構は会員校に対し、評価充実協議会をはじめとする評価に関わる各種イベントの案内、各種刊行物の送付、メールマガジンの配信などを行っています。

会員校数 平成26(2014)年6月現在
 ●大学・独立大学院大学 324校
 ●短期大学 7校(分布図中★印)

会費

種別	会費(年額)
大学	1学部 25万円
	2学部 35万円
	3学部以上 45万円
独立大学院大学	1大学 10万円
短期大学	1短期大学 10万円

近畿

- 滋賀 [5校]
成安造形大学
聖泉大学
びわこ学院大学
びわこ学院大学短期大学部★
びわこ成蹊スポーツ大学
- 大阪 [34校]
大阪青山大学
大阪大谷大学
大阪音楽大学
大阪音楽大学短期大学部★
大阪河崎リハビリテーション大学
大阪観光学大学
大阪経済大学
大阪経済法科大学
大阪芸術大学
大阪工業大学
大阪国際大学
大阪歯科大学
大阪樟蔭女子大学
大阪商業大学
大阪成蹊大学
大阪体育大学
大阪電気通信大学
- 兵庫 [12校]
芦屋大学
大手前大学
関西国際大学
関西福祉大学
甲子園大学
甲南女子大学
神戸芸術工科大学
神戸国際大学
神戸常盤大学
神戸山手大学
宝塚大学
兵庫大学
- 奈良 [2校]
奈良大学
奈良学園大学
- 京都 [11校]
京都医療科学大学
京都外国語大学
京都学園大学
京都嵯峨芸術大学
京都情報大学院大学
京都造形芸術大学
種智院大学
花園大学
佛教大学
平安女学院大学
明治国際医療大学
- 大阪人間科学大学
大阪保健医療大学
関西医療大学
関西外国語大学
関西福祉科学大学
四條畷学園大学
四天王寺大学
摂南大学
千里金蘭大学
太成学院大学
帝塚山学院大学
常盤会学園大学
梅花女子大学
羽衣国際大学
東大阪大学
ブル学院大学
森ノ宮医療大学

[会員校分布図]



北海道

- 北海道 [15校]
旭川大学
札幌大谷大学
札幌国際大学
千歳科学技術大学
道都大学
函館大学
北翔大学
北星学園大学
- 北海道
北海道大学
北海道医療大学
北海道科学大学
北海道情報大学
北海道薬科大学
酪農学園大学

東北

- 青森 [5校]
青森中央学院大学
東北女子大学
八戸学院大学
八戸工業大学
弘前医療福祉大学
●岩手 [2校]
富士大学
盛岡大学
- 宮城 [6校]
尚絅学院大学
仙台大学
東北工業大学
東北生活文化大学
東北文化学園大学
東北薬科大学
●秋田 [2校]
秋田看護福祉大学
ノースアジア大学
- 山形 [2校]
東北芸術工科大学
東北公益文科大学
●福島 [3校]
郡山女子大学
東日本国際大学
福島学院大学

関東

- 茨城 [1校]
筑波学院大学
- 栃木 [3校]
足利工業大学
国際医療福祉大学
作新学院大学
●群馬 [7校]
関東学園大学
共愛学園前橋国際大学
桐生大学
群馬医療福祉大学
群馬バース大学
高崎商科大学
東京福祉大学
- 埼玉 [18校]
浦和大学
共栄大学
埼玉医科大学
埼玉学園大学
十文字学園女子大学
尚美学園大学
女子栄養大学
駿河台大学
西武文理大学
東邦音楽大学
日本医療科学大学
日本工業大学
日本薬科大学
人間総合科学大学
平成国際大学
武蔵野学院大学
明海大学
ものづくり大学
- 千葉 [15校]
愛国学園大学
植草学園大学
江戸川大学
川村学園女子大学
神田外語大学
三育学院大学
秀明大学
聖徳大学
清和大学
千葉科学大学
千葉経済大学
千葉工業大学
千葉商科大学
日本橋学園大学
麗澤大学
- 東京 [39校]
上野学園大学
桜美林大学
大妻女子大学
嘉悦大学
国立音楽大学
国土館大学
こども教育宝仙大学
昭和大学
桐朋学園大学
日本医科大学
日本歯科大学
日本獣医生命科学大学
日本女子体育大学
日本体育大学
日本文化大学
ハリウッド大学院大学
東京有明医療大学
東京音楽大学
東京家政学院大学
東京工科大学
東京純心女子大学
- 神奈川 [15校]
神奈川工科大学
鎌倉女子大学
鎌倉女子大学短期大学部★
産業能率大学
松蔭大学
昭和音楽大学
星槎大学
洗足学園音楽大学
田園調布学園大学
日本映画大学
八洲学園大学
横浜商科大学
横浜創英大学
横浜薬科大学
SBI大学院大学
新潟国際情報大学
新潟青陵大学
●山梨 [3校]
健康科学大学
身延山大学
山梨学院大学

九州・沖縄

- 福岡 [14校]
九州栄養福祉大学
九州共立大学
九州国際大学
九州情報大学
久留米工業大学
西南女学院大学
聖マリア学院大学
筑紫学園大学
中村学園大学短期大学部★
西日本工業大学
福岡工業大学
福岡国際大学
福岡歯科大学
保健医療経営大学
- 佐賀 [1校]
西九州大学
- 長崎 [4校]
長崎ウエスレヤン大学
長崎外国語大学
長崎国際大学
長崎総合科学大学
●熊本 [5校]
九州看護福祉大学
熊本保健科学大学
尚絅大学
崇城大学
平成音楽大学
●大分 [2校]
日本文理大学
別府大学
- 宮崎 [3校]
南九州大学
宮崎国際大学
宮崎産業経営大学
●鹿児島 [3校]
鹿児島純心女子大学
志学館大学
第一工業大学
●沖縄 [3校]
沖縄キリスト教学院大学
沖縄国際大学
名桜大学

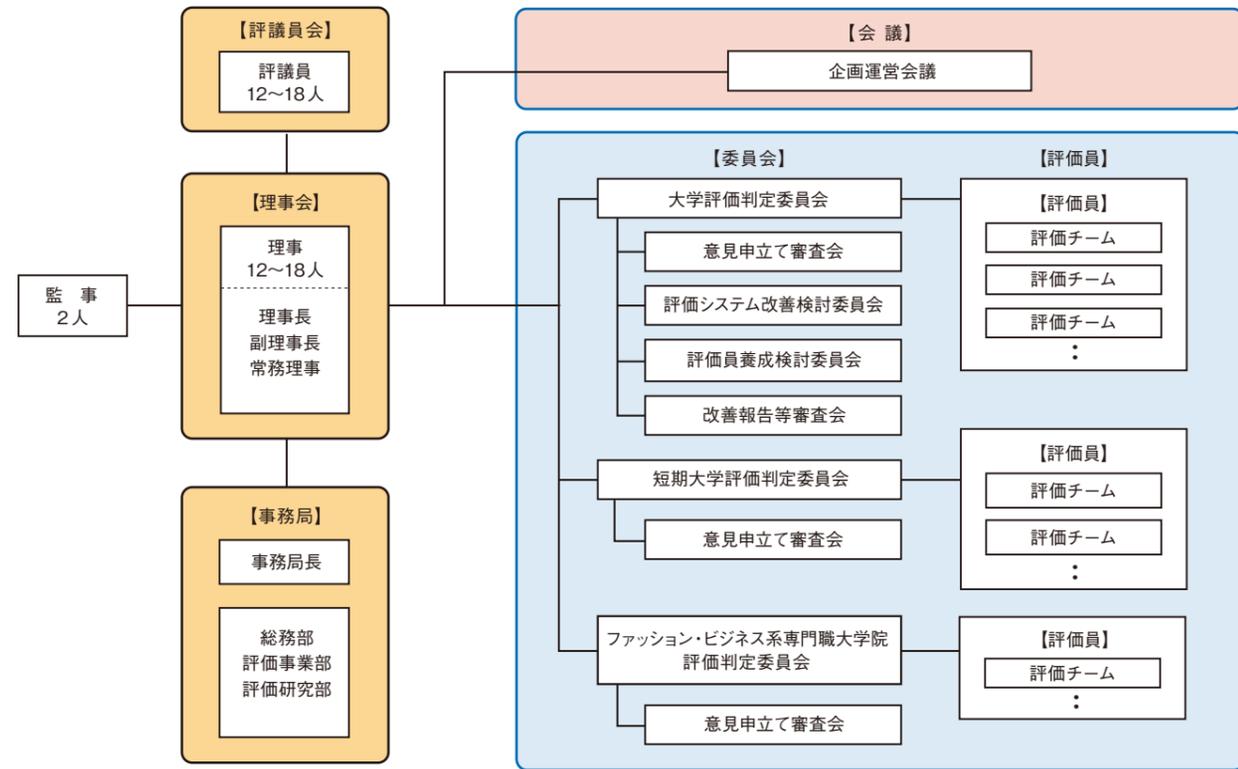
中国・四国

- 岡山 [10校]
岡山学院大学
岡山商科大学
岡山理科大学
環太平洋大学
倉敷芸術科学大学
くらしき作陽大学
作陽音楽短期大学★
山陽学園大学
中国学園大学
美作大学
- 広島 [10校]
エリザベト音楽大学
比治山大学
広島経済大学
広島工業大学
広島国際大学
広島国際学院大学
広島文化学園大学
広島文教女子大学
福山平成大学
安田女子大学
- 山口 [6校]
宇部フロンティア大学
至誠館大学
東亜大学
徳山大学
梅光学院大学
山口東京理科大学
- 徳島 [1校]
徳島文理大学
- 香川 [2校]
四国学院大学
高松大学
- 愛媛 [1校]
松山東雲女子大学

中部

- 富山 [3校]
高岡法科大学
桐朋学園大学院大学
富山国際大学
- 石川 [7校]
金沢学院大学
金沢工業大学
金沢星稜大学
金城大学
北陸大学
北陸学院大学
北陸学院大学短期大学部★
- 福井 [2校]
仁愛大学
福井工業大学
- 長野 [5校]
佐久大学
諏訪東京理科大学
長野大学
松本大学
松本歯科大学
●岐阜 [5校]
朝日大学
岐阜経済大学
岐阜女子大学
中京学院大学
東海学院大学
- 静岡 [4校]
静岡英和学院大学
静岡産業大学
静岡福祉大学
静岡理工科大学
- 愛知 [31校]
愛知学院大学
愛知学泉大学
愛知工科大学
愛知工業大学
愛知産業大学
愛知淑徳大学
愛知東邦大学
愛知みずほ大学
桜花学園大学
金城学院大学
修文大学
椋山女学園大学
星城大学
大同大学
中部大学
東海学園大学
- 三重 [4校]
同朋大学
豊橋創造大学
名古屋音楽大学
名古屋外国語大学
名古屋学芸大学
名古屋経済大学
名古屋芸術大学
名古屋産業大学
名古屋商科大学
名古屋女子大学
名古屋造形大学
名古屋文理大学
日本福祉大学
人間環境大学
名城大学
- 鈴鹿 [4校]
鈴鹿医療科学大学
鈴鹿国際大学
四日市大学
四日市看護医療大学

組織図



(平成 26(2014)年 7月 1日現在・五十音順・敬称略)

役員名簿

- 理事(18人)
- 〈理事長〉
黒田 壽二 (学)金沢工業大学学長・総長
- 〈副理事長〉
相良 憲昭 桐蔭横浜大学法学部特任教授
- 〈常務理事〉
石井 正彦 (公財)日本高等教育評価機構事務局長
- 〈理事〉
青木 二郎 内幸町総合法律事務所弁護士
内田 茂男 (学)千葉学園常務理事、千葉商科大学名誉教授
大沼 淳 (学)文化学園理事長、文化学園大学学長
小野 長門 (学)君が淵学園評議員、崇城大学工学部長
木村 正裕 徳島文理大学教授・参事
小出 秀文 日本私立大学協会事務局長
後藤 淳 (学)名古屋電気学園理事長・総長
佐藤 東洋士 (学)桜美林学園理事長、桜美林大学総長
瀬野 隆 (学)国士館常任理事、評議員、国士館大学政経学部教授
高柳 元明 (学)東北薬科大学理事長、東北薬科大学学長
塚本 英邦 (学)塚本学院副理事長、評議員、国際部長、大阪芸術大学副学長、大阪芸術大学短期大学部学長
- 戸田 安士 (学)金城学院名誉理事長
中村 量一 (学)中村学園理事長・学園長
西川 博史 北海商科大学大学院研究科長
堀川 徹志 (学)京都外国語大学副理事長
- 監事(2人)
齋藤 力夫 永和監査法人代表社員
遠山 耕平 東京国立博物館運営協力会常務理事、平成国際大学元学長

評議員名簿

- 評議員(18人)
- 石田 恒夫 (学)石田学園理事長
岡本 輝代志 岡山商科大学学長補佐・経営学部教授
北村 憲司 福岡歯科大学学長
小出 忠孝 (学)愛知学院学長
諏訪 文彦 (学)大阪歯科大学常務理事、大阪歯科大学副学長
豊田 寛三 別府大学学長
野原 明 教育ジャーナリスト
濱 健男 (学)桜美林学園学園事務局長
濱田 勝宏 (学)文化学園理事長、文化学園大学副学長
福井 一光 (学)鎌倉女子大学理事長、鎌倉女子大学学長、鎌倉女子大学短期大学部学長
福井 直敬 (学)武蔵野音楽学園理事長、武蔵野音楽大学学長
藤田 成隆 八戸工業大学学長
森田 嘉一 (学)京都外国語大学理事長・総長
森本 正夫 (学)北海学園理事長、北海商科大学学長
山下 興亜 中部大学学長
吉井 定信 (学)谷岡学園顧問
吉本 成香 (学)東京理科大学常務理事、東京理科大学工学部教授
六鹿 正治 (株)日本設計取締役会長

セミナー・説明会のご案内

すべての大学・短期大学対象(会員・非会員不問)

大学・短期大学評価セミナー

目的： 認証評価と大学・短期大学が行う自主的な自己点検・評価の関連性について理解を深めること
概要： 認証評価の目的や評価の基本的な方針を含めた機関別認証評価システム及び評価基準の概要とその背景にある法令について「実施大綱」を基に解説
開催時期： 4月

評価充実協議会

目的： 認証評価を中心に大学を取り巻く環境に関する共通認識を深めるとともに、大学相互間の連携にも資すること
概要： 認証評価機関としての現在の活動、今後のあり方、将来の展望などを踏まえた報告等
開催時期： 7月

次年度認証評価申請大学及び短期大学

大学・短期大学責任者説明会

目的： 理事長、学長、事務局長等の責任者を対象に認証評価の意義や活用などについて理解を深めること
概要： 高等教育の諸情勢や経験談及び評価基準などについて解説
開催時期： 9月

大学・短期大学自己評価担当者説明会

目的： 自己点検評価書やエビデンス集の提出及び実地調査等の準備における留意点などについて理解を深めること
概要： 資料のまとめ方(ファイリング方法等)や送付の際の注意事項、また、会議室の設置などの実地調査に関する諸準備について、「受審のてびき」を基に解説
開催時期： 9月

当該年度の機関別認証評価を担当する評価者対象

評価員セミナー

目的： 評価活動における実務について理解を深めること
概要： 評価基準や書面調査及び実地調査における留意点、調査報告書のまとめ方などについて解説
開催時期： 6月